2026年11月13日

各　　位

会社名　　大木ヘルスケアホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　　松井　秀正
（コード番号　　3417　　）
問合せ先　取締役　　山岡　研一
（TEL 03-6892-0710）

2027年3月期半期報告書の提出期限延長申請の検討及び2027年3月期第2四半期決算短信の開示延期に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年11月16日が法定提出期限である2027年3月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討及び本日予定しておりました2027年3月期第2四半期決算短信の開示の延期について決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 半期報告書提出期限延長に係る承認申請の検討及び決算短信開示の延期に至った理由

当社が2026年7月から同年10月にかけて行った調査の結果、当社連結子会社である株式会社大木の従業員が、同じく当社連結子会社であるリブ・ラボラトリーズ株式会社（以下「リブ」といいます。）における自身の立場を利用して、リブに過大な費用支出を行わせ、もってリブの会社財産を社外に流出させていた可能性があること（以下「本件事象」といいます。）が判明しました。

これを受けて、当社は、本件事象の事実関係の解明等を図るために、2026年10月から、外部専門家を起用した調査を進めております。

今後、外部専門家においては、事実関係の調査として、関係者へのヒアリング、関連資料の精査、デジタルフォレンジック、同種事案の存否の確認等の調査を実施する予定であることに加え、原因分析及び再発防止策の検討等も行う予定であり、外部専門家の調査にはなお相応の時間を要する見込みです。

また、本件事象は、2027年3月期における当社の会計に影響する可能性があり、2027年3月期半期報告書を提出するためには、外部専門家による調査が完了した後に、その調査結果を踏まえた半期報告書を作成し、当社の監査法人による監査手続を経る必要があります。

以上から、当社と致しましては、法定の提出期限である2026年11月16日までに監査報告書を受領することは困難であると判断し、2027年3月期半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を検討すること、及び2027年3月期第2四半期決算短信の開示を延期することと致しました。

2. 今後の見通し

2027年3月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請及び決算短信の開示の日程については、方向性が定まった段階で速やかにお知らせいたします。

また、本件事象が2027年3月期の業績に与える影響を精査中であることから、開示が必要な状況になりましたら、速やかにお知らせ致します。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以　上